平成２５年（フ）第１８９号
三重県四日市市小杉町1750番地　セジュール笹山102
債務者　榊原　洋輔
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
三重県四日市市小杉町1750番地　セジュール笹山102
債務者　榊原阿佑美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
三重県桑名市大字東方274番地１　南大ハイツ３号、旧住所三重県桑名市大字東方641番地１　ウィスタリア204号
債務者　佐藤　嘉晃
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
滋賀県長浜市神照町605番地
債務者　山本　慎一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１０５５号
京都府城陽市富野南清水61番地の６　脇田建設ビル207号
債務者　深江　浩二（旧姓濱中・西村）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０４号
京都市右京区西京極堤町７番地　アフリー太田Ⅱ303号、前住所京都市南区上鳥羽勧進橋町15番地　グランメゾン千翠106号室
債務者　石井美奈子（旧姓濵岸）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４１号
京都市西京区嵐山朝月町44―20、住民票上の住所京都市西京区松尾鈴川町87番地１
債務者　大八木　孝
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４９号
京都府宇治市五ケ庄梅林59番地　マンション幸Ｃ棟103号
債務者　ないそうやさんこと　山本　善彰
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７７号
京都市右京区西院乾町34番地５
債務者　横山久美子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８１号
京都市下京区木屋町通松原下ル材木町435　ナッティ鴨川203、住民票上の住所京都府久世郡久御山町西一口新道北28番地
債務者　中尾めぐみ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８４号
京都市中京区壬生東大竹町11番地１　朝日プラザ三条口407号
債務者　朝来野江理子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１４号
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番60番合地　京都老人ホーム
債務者　児嶋壽美子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９７号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目９番３号、前住所神奈川県大和市西鶴間４丁目４番15号　コータコートＡ203
債務者　山田美瑛こと　金　　美英
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９１号
奈良市左京２丁目２番地の２　５―401
債務者　花田　浩一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３９３号
奈良県天理市櫟本町356番地２
債務者　今井　拓哉
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０４号
奈良市中山町西４丁目535番地の489　コーポ学園前307号
債務者　金沢こと　東　三貴子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９８号
鳥取県境港市中野町5322番地
債務者　足立　　護
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　鳥取地方裁判所米子支部